

# 児童の冬服の着用について

## 1 登下校時の防寒着

- (1) 厳寒の際は、標準服の上着の下に、保温のためのセーターやトレーナー、ベスト等の着用を可とします。また、長ズボンやタイツ、スパッツ等の着用も可とします。

ただし、以下のような服は着用を控えさせてください。

- ア フード付きのもの
- イ 上着からはみ出すもの
- ウ 動きを妨げるような厚着



- (2) 厳寒の際及び降雪の際の登下校時には、保護者の判断により、標準服の上にウィンドブレーカーやジャージ（上下とも可）等の着用を可とします。

- (3) 標準服を着ないで、上記セーター等を上着代わりとしての登下校はしません。

- (4) ネックウォーマーや手袋の着用は登下校のみです。 ※ 校内では着用しません。

ただし、安全上の理由からマフラーの着用は不可です。



## 2 体育時の防寒着

- (1) 体育の学習時は、基本的に体育服の着用を可とします。（長袖も可）厳寒時は、体が温まるまでの間、トレーナーや長袖のTシャツ、長ズボンやスパッツの着用を可とします。
- ※ タイツは靴の中で滑りやすく体育を行う際にはあまり適していないため、好ましくありません。

- (2) ランニング時は、状況に応じて手袋を着用してもよいこととします。

## 3 その他

- (1) 使い捨てカイロ等の使用は、気候を考慮し、廃棄は自宅で行うこと、手遊びに使わないことを原則として可とします。

- (2) 寒さの状況に応じて、また、健康管理上必要な場合、校内での長ズボン、タイツ、スパッツ等の着用を可とします。（日中の気温の変化を考え、脱ぎ着しやすいものが好ましい。）

- (3) 防寒着の着用期間は、原則として11月～3月としますが、寒さの状況によってその限りではありません。

※ 防寒着に関しては、安全上の理由からフードの付いていないものをお願いします。

